

## 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第 9 回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成 1 9 年 4 月 1 1 日 (水) 1 9 時 0 0 分 ~ 2 0 時 4 5 分																		
場 所	上富良野町役場 審議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席 4 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td>×</td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td></td> <td>大 石 理 香 子</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>町自治基本条例研究プロジェクト：中田座長(議会事務局長)、田中副座長(収納対策担当主幹)</p> <p>町民生活課：尾崎課長、同自治推進班：北越主幹、谷口主査</p> <p>事務局：行財政改革担当 新井主幹 (広域行政担当 坂弥主幹)</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行	×	板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	×
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡 本 康 裕		大 内 和 行	×	板 垣 貴 子															
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	×														
内 容	<p>4 月から条例制定にあつては、機構改革に伴い町民生活課が担当にあたること、検討会議の答申までは総務課が担うことを説明し、4月1日付人事異動で配置替えがあったので、検討会議委員、事務担当者の自己紹介を行った。</p> <p>岡本代表：今日は 2 名の欠席のため、報告書の内容を深くは審議できないと思うので、前回のプロジェクト員からの説明をおさらいしながら進めて行きたい。</p> <p>議題 1 自治基本条例の検討について</p> <p>自治基本条例研究プロジェクト報告書の P31 の基本条例の構造について、自治基本条例研究プロジェクト員の田中主幹、中田事務局長から説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本条例の策定のねらい、時代背景、自治体のあるべき姿など例に挙げ、まちづくりに関わるすべての人たち、町民、行政運営の仕方、議員が行動範囲や責務としてやるべきことを描きながら素案にしている。</li> <li>・ 第 1 条の目的、住民自治は町民が主人公であることが重要であり、行政自身も反省しながら町民と歩調を取ってレベルアップを図る。</li> <li>・ 第 2 条は用語の定義。</li> <li>・ 第 3 条の 5 つの基本理念「町民主体・人権尊重・相互補完・自主自立・未来志向」を動かすための基本原則を第 4 条から第 6 条に規定し、その基本原則を実現するため、町民、議会、町の責務を第 7 条から第 16 条に規定し、更に権利と責務を動かすための具体的制度の原則として、第 17 条から第 30 条まで規定している。行政執行に関する大きな条文であり、町民からすると疑問点があると思うので、検討会議で意見をいただきと思う。</li> <li>・ 第 31 ~ 32 条のコミュニティの考え方は、小さな場の話し合い、井戸端会議、サークルなどの少数からまちづくりに対する意見や考え方が吸収され、多くの人た</li> </ul>																		

ちに広がってほしいとの思いでコミュニティを掲げた。

- ・ 第33～37条の地域防災は、本町の特色として明治30年に入植されて、大正15年に十勝岳噴火による大惨事により、二度の開拓の歴史があることから条文に載せた。
- ・ 第35～36条の町民投票は、色々な町の合併時の選択など、町民に直接意思を確認できる制度として入れた。
- ・ 第37条の様々な人々との交流とは、町民以外の人たちであるカナダのカムロース市民、開拓の歴史である三重県の津市民などの交流である。
- ・ 第38条では、団体自治を進めるための他の自治体等との連携である。
- ・ 条例の位置づけとして、第39条に最高規範性を掲げた。町民、議会、町長、町職員のまちづくりに関わる全ての人たちの責務と権利を定めているので、町長が代わっても、まちづくりの進め方の基本ルールは変わらないこと、現行の条例もこの基本条例にあわせて整備を図っていくことを定義している。
- ・ 第40条では、普遍的な条例にするのに時代背景にあわせて基本条例の見直しは5年を超えないで見直すことにしている。

#### 意見交換

かみんの建設は保険医療費が下がることを目的としているが、この理念は基本条例のどの部分なのか。

- ・ 建築の目的は、第23条行政サービスの提供（福祉・保健サービス）であり、住民との合意としては、良質な福祉サービスの要望である。総合計画に建設計画があり、町民・団体から公募した検討委員会で協議しているので、まさに基本条例にある情報の共有、参画と協働である。行政が町民に対して広報、パブリックコメント、各会議などで情報提供をしているが、行政側の情報提供のあり方の問題なのか、行政が期待する反応がなく関心が無かったことがあった。このようなことがあっては困るのでルール付けすることが必要と思う。今後の総合計画づくりにどう町民の意見を反映させていくかが大切となる。

町民が行政に参加した実感が伴えば、生活の中に関わりが増えてくると思う。なぜ町民に行政情報が届かなかったのかを考えるべきと思う。

H21～H30年まで第5次計画がスタートする。町民からどのように意見を吸い上げて作るのか、この基本条例によるところがある。（第17条総合計画）

町民はそんなに興味がない訳ではないのに何故伝わらないのか。生活に支障がないので何も困らないかもしれない。

建設当時、老人施設（介護、福祉的）のイメージがあり、65歳以上の者で許可制の利用施設であるような誤報が流れた、町の情報提供の仕方の工夫が必要である。

- ・ かみんは保健福祉の一元化施設で、自ら健康づくりを行い、増進させるための施設の位置付けがある。プールの利用も堅調で肥満防止など、体脂肪改善のデータが見られている。高齢化社会の中、医療費の抑制につなげることで、将来的な

建設費負担を多くの世代で担っていく計画となっている。町民が施設の目的を理解し利用されることが理想であり、そのためにも施設を作る過程が大切と思う。

何かをする時、利用する者、しない者で意見が当然分かれるが、民主主義なので町民の賛否を決めなければならないので、町民も積極的な意見を出し、議員も賛成、反対の趣旨を町民に発信することが必要。

- ・ 以前に建設した施設も賛成反対の両論の意見がある。民主主義の原則から見て、行政と町民の代表である議会で決定してきたことに変わりはないが、後から批判が起きることもあり、どのように町民と共に行政を進めていくのがジレンマと言える。

町民投票制度（第35・36条）は、町長がどういった判断をするのか。

- ・ 町長から、住民から、議会から発議を要求できるように規定している。条例が出来れば、町長に請求ができるが強制力はないので、する、しないは町長が決めることになる。

夕張は市民の動きで寄付条例が制定されていると聞く。

自治についての町民講座など、学習機会の場が必要で、参加が少なくても続けていくことが大切。職員は仕事を通して資質の向上が図られるが、町民とは色々な知識も含め差が開くので、町民の資質が向上する機会があっても良いと思う。

- ・ 行政が町民に分かりやすく説明する努力は足りないと思う。情報が伝わらなければ町民がまちづくりに参加することも難しい。まちづくりへの参加は、ちょっとしたきっかけが大切で、参加する敷居は低くし、小さな輪からできれば良いと思う。

まちづくりの参加として、イベントなどに参加するだけでなく、税をしっかりと納めていく努力(経営)も一つの参加であることが言われた。元気のある老人が増えてくることも考えること必要。

職員の資質が向上することは必要だが、専門的で技術的な言葉で説明されると、町民からは遠い存在に感じられ、言葉そのものが分かりづらいと思う。知識含めて町民と職員との間に差が出来ることは、役場が高い存在になってしまう。わかりやすい説明を心がける職員の対応が大切。富良野市の予算説明書は分かりやすいと思う。

言葉の使い方として、パブリックコメントなどカタカナ言葉は分かりづらいと思うので、用語の意味を浸透させる情報提供が必要でないか。

情報提供の仕方から参加を考えていくことが必要。行政は町民の意見を聞き吸い上げること考えなければ参加に繋がらないと思う。行政の情報を浸透させるだけでなく、町民の意見を吸い上げるような参加機会を考えるべき。例として、100万円を自由にまちづくり使えることを町民に論議してもらうことも行政との距離を近づけることになるのでないか。

行政で何かお願いするとき、町民は受身であり、行政側はやった結果を求めるため、町民の意見を聞き吸い上げる努力が足りないと思う。

- ・ 数年前までは、素案を説明しその場で即決定しているケースもあった。今は出

前講座やパブリックコメント、広報など、行政(職員)も変わろうとしているが、町民には伝わっていないと言われる。事例として、白老町は住民が広報誌を作っていると聞く。住民の視点による広報誌づくりは行政批判もありとされている。滝川市では地域で除雪機を買って住民が除雪していると聞く。基本条例づくりが、これまでの悪循環を断ち切るきっかけになれば良いと思う。

このような行政の会議に関わると情報が良く分かるので、できるだけ多くの人たちが参加できる会議をやることも一つと思う。例として、役場を学校のように授業参観することも面白いと思う。自分のことを知ってもらうには中に入って見ってもらうことも必要と思う。

住民会の補助金が自由に使えるようになったが、決めてくれた方が良いとの意見もある。住民会そのものが自治活動に慣れていなく、決めてもらう意識が残っている。行政は住民自治のしやすいようにしているが、受け入れる準備ができていないと思う。

住民会への補助金を自由にした制度は良いと思う。住民がなれることが必要。

住民会にお金も来ても、物事を決定するコミュニティが無いと思う。結果として、前例踏襲が精一杯ではないか。

職員の皆さんが地域の中の関わりを通じて制度を説明してくれれば、職員も結構いるのもっと情報が広がるのでないか。

- ・ 第14条第3項に職員の責務として、自らも地域社会の一員であることを認識して、町民との信頼関係づくりに努めることを掲げている。
- ・ 町内会等に携わっている職員も多いが、色々と苦情も聞かされることがある。町民の苦情を聞くこと、苦情を吐き出すことから話し合いが始まると思う。地域の中に職員がいることで、役場の仕事分かり意識されている。
- ・ 行政情報を伝えることも職員の仕事のひとつで、広報マンである。

岡本代表：次回の会議でどの程度進めるか、様子を見て今後の日程を決めていきたい。

## 2 その他

次回会議 4月18日(水)午後7時00分 役場審議室

閉会 20時45分